

施設基準等一覧

横浜市立大学附属病院において、厚生労働大臣の定める施設基準のうち次の事項について、関東信越厚生局長に届出を行っています。

«令和7年11月1日 現在»

【基本診療料】

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・初診料(歯科)の注1に掲げる基準
- ・歯科外来診療医療安全対策加算1
- ・歯科外来診療感染対策加算2
- ・特定機能病院入院基本料7対1
- ・救急医療管理加算
- ・超急性期脳卒中加算
- ・診療録管理体制加算1
- ・医師事務作業補助体制加算1 20対1
- ・急性期看護補助体制加算25対1(看護補助者5割以上)
- ・看護職員夜間配置加算12対1配置加算1
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・無菌治療室管理加算1
- ・無菌治療室管理加算2
- ・放射線治療病室管理加算(治療用放射性同位元素による場合)
- ・放射線治療病室管理加算(密封小線源による場合)
- ・緩和ケア診療加算
- ・精神科身体合併症管理加算
- ・精神科リエゾンチーム加算
- ・摂食障害入院医療管理加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・医療安全対策加算1
- ・感染対策向上加算1
- ・医療DX推進体制整備加算5

- ・患者サポート体制充実加算
- ・重症患者初期支援充実加算
- ・報告書管理体制加算
- ・褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ハイリスク妊娠管理加算
- ・ハイリスク分娩管理加算
- ・呼吸ケアチーム加算
- ・術後疼痛管理チーム加算1
- ・後発医薬品使用体制加算1
- ・バイオ後続品使用体制加算
- ・病棟薬剤業務実施加算1
- ・病棟薬剤業務実施加算2
- ・データ提出加算2
- ・入退院支援加算1
- ・精神科入退院支援加算
- ・認知症ケア加算3
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・精神疾患診療体制加算
- ・精神科急性期医師配置加算
- ・地域医療体制確保加算
- ・特定集中治療室管理料1
- ・ハイケアユニット入院医療管理料1
- ・新生児特定集中治療室管理料1
- ・小児入院医療管理料2
- ・入院時食事療養／生活療養(I)

【特掲診療料】

- ・ウイルス疾患指導料
- ・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に掲げる遠隔モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料イ
- ・がん患者指導管理料ロ
- ・がん患者指導管理料ハ
- ・がん患者指導管理料ニ
- ・外来緩和ケア管理料
- ・移植後患者指導管理料(造血幹細胞移植後)
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・腎代替療法指導管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料1
- ・二次性骨折予防継続管理料3
- ・下肢創傷処置管理料
- ・慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算1
- ・外来放射線照射診療料
- ・外来腫瘍化学療法診療料1
- ・連携充実加算
- ・外来腫瘍化学療法診療料の注9に規定するがん薬物療法体制充実
- ・ニコチン依存症管理料
- ・療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算
- ・がん治療連携計画策定料
- ・ハイリスク妊娠婦連携指導料1
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・医療機器安全管理料1
- ・医療機器安全管理料2
- ・医療機器安全管理料(歯科)
- ・精神科退院時共同指導料2
- ・歯科治療時医療管理料
- ・救急患者連携搬送料
- ・在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2
- ・在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- ・持続血糖測定器加算(間歇注入シリジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
- ・持続血糖測定器加算(間歇注入シリジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合)
- ・遺伝学的検査の注1に規定する基準
- ・遺伝学的検査の注2に規定する基準
- ・染色体検査の注2に規定する基準
- ・精密触覚機能検査
- ・骨髓微小残存病変量測定
- ・BRCA1/2遺伝子検査

- ・植込型骨導補聴器(直接振動型)植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術
- ・内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術)及び経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術(頭蓋底郭清、再建を伴うものに限る。)
- ・鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)
- ・鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)及び鏡視下喉頭悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・内喉頭筋内注入術(ボツリヌス毒素によるもの)
- ・鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
- ・喉頭形成手術(甲状腺固定器具を用いたもの)
- ・上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科)
- ・顎関節人工関節全置換術
- ・内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)、内視鏡下副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術
- ・内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術
- ・頭頸部悪性腫瘍光線力学療法
- ・頭頸部悪性腫瘍光線力学療法(歯科)
- ・乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)
- ・乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)
- ・乳腺悪性腫瘍手術(頭頸乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの))
- ・ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)
- ・胸腔鏡下拡大胸腺摘出術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・胸腔鏡下肺切除術(区域切除及び肺葉切除又は肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除で内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除)
- ・胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- ・経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- ・経カテーテル弁置換術(経皮的肺動脈弁置換術)
- ・不整脈手術 左心耳閉鎖術(胸腔鏡下によるもの)
- ・経皮的中隔心筋焼灼術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)
- ・両心室ペースメーカー移植術(心筋電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(心筋電極の場合)

施設基準等一覧

横浜市立大学附属病院において、厚生労働大臣の定める施設基準のうち次の事項について、関東信越厚生局長に届出を行っています。

«令和7年11月1日 現在»

【特掲診療料】

- ・がんゲノムプロファイリング検査
- ・先天性代謝異常検査
- ・HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ・ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの)
- ・検体検査管理加算(I)
- ・検体検査管理加算(IV)
- ・国際標準検査管理加算
- ・遺伝カウンセリング加算
- ・遺伝性腫瘍カウンセリング加算
- ・心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査
- ・胎児心エコー法
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・人工臍膜検査、人工臍膜療法
- ・長期継続頭蓋内脳波検査
- ・長期脳波ビデオ同時記録検査I
- ・脳波検査判断料I
- ・遠隔脳波診断
- ・単線維筋電図
- ・神経学的検査
- ・補聴器適合検査
- ・黄斑局所網膜電図
- ・全視野精密網膜電図
- ・ロービジョン検査判断料I
- ・コンタクトレンズ検査料I
- ・内服・点滴誘発試験
- ・経頸静脈的肝生検
- ・前立腺針生検法(MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの)
- ・CT透視下気管支鏡検査加算
- ・経気管支鏡凍結生検法
- ・画像診断管理加算I
- ・画像診断管理加算4
- ・遠隔画像診断
- ・ポジトロン断層撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く。)
- ・ポジトロン断層撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。)
- ・ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く。)
- ・ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。)
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・冠動脈CT撮影加算
- ・心臓MRI撮影加算
- ・乳房MRI撮影加算
- ・頭部MRI撮影加算
- ・肝エラストグラフィ加算
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算I
- ・無菌製剤処理料
- ・心大血管疾患リハビリテーション料(I)
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(I)
- ・運動器リハビリテーション料(I)
- ・呼吸器リハビリテーション料(I)
- ・摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算2
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・歯科口腔リハビリテーション料2
- ・児童思春期精神科専門管理加算
- ・療養生活継続支援加算
- ・早期診療体制充実加算
- ・救急患者精神科継続支援料
- ・認知療法・認知行動療法I
- ・精神科ショート・ケア「小規模なもの」
- ・抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。)
- ・医療保護入院等診療料
- ・静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)
- ・多血小板血漿処置
- ・硬膜外自家血注入
- ・人工腎臓I
- ・導入期加算2及び腎代替療法実績加算
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス療法
- ・移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法
- ・手術用顕微鏡加算
- ・両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合)
- ・植込型除細動器移植術(心筋リードを用いるもの)及び植込型除細動器交換術(心筋リードを用いるもの)
- ・植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、植込型除細動器交換術(その他のもの)及び経静脈電極抜去術
- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(心筋電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(心筋電極の場合)
- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合)
- ・大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
- ・経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)
- ・補助人工心臓
- ・経皮的下肢動脈形成術
- ・腹腔鏡下リンパ群郭清術(側方)
- ・腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術、等
- ・腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するもの)
- ・腹腔鏡下胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)及び腹腔鏡下胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- ・腹腔鏡下噴門側胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)及び腹腔鏡下噴門側胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)))
- ・腹腔鏡下胃全摘術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)及び腹腔鏡下胃全摘術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)))
- ・バルーン閉塞下経静脈的塞栓術
- ・腹腔鏡下胆囊悪性腫瘍手術(胆囊床切除を伴うもの)
- ・胆管悪性腫瘍手術(脾頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)
- ・腹腔鏡下肝切除術
- ・生体部分肝移植術
- ・腹腔鏡下脾腫瘍摘出術
- ・腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術
- ・腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・腹腔鏡下脾中央切除術
- ・腹腔鏡下脾頭部腫瘍切除術
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・腹腔鏡下腎孟形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)
- ・腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ・膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)
- ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術
- ・尿道狭窄グラフト再建術
- ・人工尿道括約筋植込・置換術
- ・精巣温存手術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ・腹腔鏡下仙骨膣固定術
- ・腹腔鏡下腔式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。)
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る。)
- ・腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- ・体外式模型人工肺管理料
- ・胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)(医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術)
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術(遺伝性乳癌卵巢癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。)
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術(遺伝性乳癌卵巢癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術)
- ・輸血管理料I
- ・輸血適正使用加算
- ・コーディネート体制充実加算
- ・自己生体組織接着剤作成術
- ・自己クリオプレシピテート作製術(用手法)
- ・同種クリオプレシピテート作製術
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算

施設基準等一覧

横浜市立大学附属病院において、厚生労働大臣の定める施設基準のうち次の事項について、関東信越厚生局長に届出を行っています。

«令和7年11月1日 現在»

【特掲診療料】

- ・ CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- ・ 皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算
- ・ 組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る。)
- ・ 四肢・軀幹軟部悪性腫瘍手術及び骨悪性腫瘍手術の注に掲げる処理骨再建加算
- ・ 骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・ 骨移植術(軟骨移植術を含む。)(同種骨移植(非生体)(同種骨移植(特殊なものに限る。)))
- ・ 骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術に限る。)
- ・ 人工股関節置換術(手術支援装置を用いるもの)
- ・ 椎間板内酵素注入療法
- ・ 緊急穿頭血腫除去術
- ・ 脳腫瘍覚醒下マッピング加算
- ・ 内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出
- ・ 脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- ・ 頭蓋内電極植込術(脳深部電極によるもの(7本以上の電極による場合)に限る。)
- ・ 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ・ 癒着性脊髄くも膜炎手術(脊髄くも膜剥離操作を行うもの)
- ・ 角結膜悪性腫瘍切除手術
- ・ 羊膜移植術
- ・ 緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの))
- ・ 緑内障手術(緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)
- ・ 緑内障手術(濾過胞再建術(needle法))
- ・ 網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)
- ・ 網膜再建術
- ・ 経外耳道的内視鏡下鼓室形成術
- ・ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・ 歯周組織再生誘導手術
- ・ 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- ・ 歯根端切除手術の注3
- ・ 麻酔管理料(I)
- ・ 麻酔管理料(II)
- ・ 放射線治療専任加算
- ・ 外来放射線治療加算
- ・ 高エネルギー放射線治療
- ・ 1回線量増加加算
- ・ 強度変調放射線治療(IMRT)
- ・ 画像誘導放射線治療(IGRT)
- ・ 体外照射呼吸性移動対策加算
- ・ 定位放射線治療
- ・ 定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- ・ 画像誘導密封小線源治療加算
- ・ 病理診断管理加算2
- ・ 悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・ 歯科矯正診断料
- ・ 顎口腔機能診断料(顎変形症(顎離断等の手術を必要とするものに限る。)の手術前後における歯科矯正に係るもの)
- ・ 看護職員処遇改善評価料60
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- ・ 入院ベースアップ評価料98
- ・ 酸素の購入単価
- ・ 通院対象者通院医学管理料

【選定療養費】

- ・ 入院医療に係る特別の療養環境の提供
- ・ 特定機能病院及び地域医療支援病院(一般病床200以上)の初診
- ・ 特定機能病院及び地域医療支援病院(一般病床200以上)の再診
- ・ 入院期間が180日を超える入院
- ・ 白内障に罹患している患者に対する水晶体再建術に使用する眼鏡装着率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給

【算定開始年月日】

- 平成26年 4月 1日
平成28年 7月 1日
平成28年 7月 1日
平成19年 8月 1日
令和 2年 7月 1日

【先進医療(評価療養)】

- ・ S-I内服投与並びにパクリタキセル静脈内及び腹腔内投与の併用療法 膵臓がん(遠隔転移しておらず、かつ、腹膜転移を伴うものに限る。)
- ・ 自家骨髓単核球移植による血管再生治療 全身性強皮症(難治性皮膚潰瘍を伴うものに限る。)
- ・ 自家骨髓単核球移植による血管再生治療 包括的高度慢性下肢虚血(閉塞性動脈硬化症を伴うものに限る。)

【算定開始年月日】

- 令和 2年 4月 1日
令和 3年 7月 1日
令和 6年 9月 1日

【年間手術実施件数】

横浜市立大学附属病院における、厚生労働大臣の定める手術の年間実施件数は次のとおりです。(令和6年1月～令和6年12月の手術実施件数)

手術の件数	手術の件数
・区分1に分類される手術	・区分4に分類される手術
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	172 件
イ 黄斑下手術等	179 件
ウ 鼓室形成手術等	34 件
エ 肺悪性腫瘍手術等	35 件
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	163 件
・区分2に分類される手術	手術の件数
ア 鞣帯断裂形成手術等	70 件
イ 水頭症手術等	69 件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	7 件
エ 尿道形成手術等	2 件
オ 角膜移植術	0 件
カ 肝切除術等	108 件
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	64 件
・区分3に分類される手術	手術の件数
ア 上顎骨形成手術等	141 件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	59 件
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	8 件
エ 母指化手術等	15 件
オ 内反足手術等	0 件
カ 食道切除再建術等	0 件
キ 同種死体腎移植術等	0 件
・その他の区分に分類される手術	手術の件数
人工関節置換術	285 件
乳児外科施設基準手術	0 件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	79 件
冠動脈・大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	107 件
経皮的冠動脈形成術	
急性心筋梗塞に対するもの	5 件
不安定狭心症に対するもの	5 件
その他のもの	17 件
経皮的冠動脈粥疊切除術	0 件
経皮的冠動脈ステント留置術	
急性心筋梗塞に対するもの	7 件
不安定狭心症に対するもの	10 件
その他のもの	59 件